

令和2年度概算要求の概要

令和元年8月
労働基準局

令和2年度労働基準行政関係概算要求の概要

(単位：百万円)

| 区 分 | 元年度 予算額 | 2年度 概算要求額 | 増▲減額 | 対前年比 | 備 考 |
|--------------|------------|------------------------|----------|--------|-----|
| 一 般 会 計 | 3,969 | (うち推進枠 1,520) 6,635 | 2,665 | 167.2% | |
| (うち義務的経費) | 2,341 | 3,960 | 1,620 | 169.2% | |
| (うち裁量経費) | 1,629 | (うち推進枠 1,520) 1,154 | ▲ 474 | 70.9% | |
| 労働保険特別会計労災勘定 | 1,077,255 | 1,066,003 | ▲ 11,252 | 99.0% | |
| 保険給付費等 | 878,905 | 860,648 | ▲ 18,258 | 97.9% | |
| 労働保険特別会計雇用勘定 | 809 | 799 | ▲ 11 | 98.7% | |
| 労働保険特別会計徴収勘定 | 77,169 | 82,782 | 5,613 | 107.3% | |
| 総 計 | 1,159,203 | 1,156,219 | ▲ 2,984 | 99.7% | |

注：上段（ ）書きは推進枠

第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改革を着実に実行するため、中小企業・小規模事業者に対する支援を拡充するとともに、長時間労働の是正、最低賃金・賃金引上げ、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、柔軟な働き方がしやすい環境整備などにより、労働環境の整備を実施する。また、ICTの導入を支援するなどして、医療・介護・福祉分野等の生産性向上の推進を図る。

1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり

298億円(255億円)

(1) 長時間労働の是正

164億円(144億円)

① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援【一部新規】

125億円(107億円)

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、事業主からの求めに応じて専門家を派遣するアウトリーチ型支援や出張相談、セミナー等に加え、新たに専門家自ら直接企業を訪問し、課題に対応するプッシュ型支援を実施する。

中小企業・小規模事業者が、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

労働時間の縮減等の働き方改革に取り組むために、人材を確保することが必要な中小企業・小規模事業者が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に助成を行う。

※ 働き方改革推進支援センター事業及び「働き方改革」に向けた周知・啓発事業の金額は雇用環境・均等局においても別途計上している。

② 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善【一部新規】 (一部再掲・①参照)

78億円(66億円)

自動車運送事業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むた

めの助成金の活用を促進するとともに労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。また、トラック運送事業については、荷主に対し、適正取引を促すために荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知等を行う。

建設業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行う。

情報サービス業（IT 業界）については、業界団体等と連携し個別訪問によるコンサルティングを実施するなど、長時間労働対策を推進する。

③ 勤務間インターバル制度の導入促進（再掲・2ページ参照）

26億円（15億円）

勤務間インターバル制度について、業種別導入マニュアルを作成するほか、中小企業が活用できる助成金制度を一層推進するとともに制度導入に係る好事例の周知等を通じて、普及促進を図る。

④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等

35億円（33億円）

都道府県労働局及び労働基準監督署に時間外及び休日労働協定点検指導員を配置することにより、労働条件等の相談や助言指導体制を充実させるとともに、労働基準監督官OBを活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導体制の充実を図る。

時間外及び休日労働協定（36協定）未届事業場や新規起業事業場等に対し、民間事業者を活用し、労働条件に係る相談指導等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、きめ細やかな相談支援を実施する。

また、引き続き、常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」や、労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営するとともに、高校生・大学生等に対して、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等に係るシンポジウム等を開催する。

（2）労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 136億円（114億円）

① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

115億円（99億円）

労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、安全推進者の配置やリスクアセスメントの普及の促進等を通じて企業の自主的な安全衛生活動の取組、転倒災害防止対策や介護労働者の腰痛予防対策の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の大会施設の建設工事における安全衛生対策の徹底を図る。

製造業については、施設の老朽化等による労働災害に対応した安全対策及び技術革新に対応した機械等の安全対策の推進を図る。さらに、構造規格の改正時に最新の規格への適用が猶予されている既存の機械等の更新を促進するための支援を引き続き行う。

併せて、伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。

② 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援【新規】

3億円

中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するため、助成金を創設するとともに、高年齢者の特性に配慮した独創的・先進的な取組を検証し、検証結果を公表することで、高年齢労働者の安全衛生対策を推進する。

③ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進

4億円（3億円）

中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援、一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報など、建設工事従事者の安全及び健康確保対策の推進を図る。

④ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進【一部新規】

52億円（50億円）

産業保健総合支援センターにおける中小企業・小規模事業者への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向け研修の充実等により、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する。

中小企業・小規模事業者に対する助成等の支援により、ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策の取組の推進を図る。

⑤ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底【一部新規】

17億円（13億円）

化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート（SDS）の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を促す「ラベルでアクション」を推進する。また、小規模事業場等への相談窓口の設置、実践的な指導・援助等を行う。

建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿の使用の有無の調査（事前調査）を徹底するなど施策の充実を図る。

2 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 139億円(111億円)

(1) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援【一部新規】 【一部推進枠】(一部再掲・2ページ参照) 138億円(109億円)

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、助成金コースの新設・拡充により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応えるとともに、最低賃金が高い地域の賃金引上げ支援を強化する。

また、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、各地域の商工団体等の関係機関と連携を図りつつ、賃金の引上げのための個別相談を強化するとともに、企業の現場を訪問して業務改善を後押しするプッシュ型の支援を行うなど中小企業・小規模事業者に寄り添った生産性向上支援を充実させる。

※ 働き方改革推進支援センター事業及び「働き方改革」に向けた周知・啓発事業の金額は雇用環境・均等局においても別途計上している。

(2) 無期転換ルールの円滑な運用 1. 2億円(1. 4億円)

労働契約法に基づく無期転換申込権が平成30年度から多くの有期契約労働者に発生していることを踏まえて、無期転換ルールの円滑な運用のための周知徹底、導入支援、相談支援を行う。

3 柔軟な働き方がしやすい環境整備 2. 4億円(1. 3億円)

(1) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等【一部新規】 2. 4億円(1. 3億円)

一般健康診断やストレスチェックなどによる副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業へその要した費用を助成する制度を創設すること等により、労働者の健康確保に向けた事業者の取組を支援する。

また、自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいなどの希望を持つ労働者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、平成30年1月に策定した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」及び改定版モデル就業規則の周知等を行う。

4 治療と仕事の両立支援

16億円(16億円)

(1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進 16億円(16億円)

労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、平成31年3月に改定した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。

治療と仕事の両立を図るための制度の導入を図る企業に対して助成、個別訪問等の支援を行う。

5 医療従事者働き方改革の推進

7億円(6億円)

(1) 「医療勤務環境改善支援センター」による医療機関の訪問支援

6.7億円(6億円)

「医療勤務環境改善支援センター」において、医療従事者の働き方改革に向けて、労務管理等の専門家による医療機関の訪問支援等を行う。

第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

すべての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、高齢者の就労・社会参加の促進、就職氷河期世代活躍支援プランの実施、女性活躍の推進等を図る。また、高齢期も見据えたキャリア形成支援を推進するとともに、人手不足解消に向けて人材確保対策を推進する。

1 外国人材受入れの環境整備

19億円(13億円)

(1) 「外国人共生センター（仮称）」の設置に伴う相談・支援体制の整備【新規】

1.5億円

関係行政機関の相談窓口を集約し、外国人に対する効率的・効果的な支援を行う「外国人共生センター（仮称）」において、労働基準・労働安全衛生に関する支援等を行う拠点を設置することにより、外国人共生社会の実現に取り組む。

- (2) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化（一部再掲・6ページ参照）
19億円（13億円）

外国人労働者に係る労働相談体制の強化を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等の作成により、労働災害防止対策を推進する。

第4 健康で安全な生活の確保

人生100年時代の安心の基盤となる健康寿命の延伸に向け、予防・健康づくりに係る取組を推進するとともに、がん・肝炎・難病などの各種疾病対策、風しん・新型インフルエンザ等の感染症対策などを推進する。また、医薬品等に関する安全・信頼性の確保、薬物乱用対策、輸入食品などの食品の安全対策、強靱・安全・持続可能な水道の構築などを推進する。

1 健康増進対策や予防・健康管理の推進 11億円（31億円）

- (1) 健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり

- ① 受動喫煙対策の推進 11億円（31億円）
飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成、受動喫煙対策に係る個別相談等を実施する。

第5 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

- (1) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策 1.8億円（1.9億円）

東日本大震災及び熊本地震の被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。

(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応

9. 4億円 (10億円)

東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の開設により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。

被ばく線量管理データを活用し緊急作業従事者の健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。